

平成24年度 第3回東区協議会次第

日時：平成24年6月27日（水）午後1時30分～3時30分

会場：東区役所 3階 31、32会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項について

ア「家庭ごみの出し方に関する統一ルール」の市民説明 【資源廃棄物政策課】

イ「都市・生活基盤分野における社会資本整備の取り組み」の作成について
【都市計画課】

(2) 協議事項について

地域力向上事業について 【区振興課】

(3) 地域課題について

ア「協議会会長会議報告」について 【区振興課】

イ「東区協議会委員会報告」について 【区振興課】

ウ「発進10」について 【区振興課】

4 その他

(1) その他

区調整官およびコミュニティ担当職員について 【区振興課】

震災がれき視察の報告について 【区振興課】

(2) 7月の開催予定 平成24年7月25日（水）午前10時00分から

会場 東区役所 3階 31、32会議室

8月の開催予定 平成24年8月 日（ ） 時 分から

会場 東区役所 3階 31、32会議室

5 閉 会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	家庭ごみの出し方に関する統一ルールの市民説明について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>昨年度、浜松市環境審議会、市パブリックコメント制度、区・地域協議会等を通じて意見聴取を図りながら進め策定した、平成 25 年 4 月からの「家庭ごみの出し方に関する統一ルール」について、市民の皆さんへ周知を行っていくもの。</p>				
対象の区協議会	全ての区協議会				
内 容	<p>1 統一ルールの概要</p> <p>(1)ごみ分別品目を 10 分別に統一、収集頻度も原則統一</p> <p>(2)もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装を出す際のごみ袋を「浜松市家庭用ごみ袋」と印字した袋に統一</p> <p>(3)連絡ごみの出し方を統一するとともに、処理経費の一部負担をお願いする「有料化」の導入</p> <p>2 統一ルールの周知について</p> <p>(1)自治会を通じた地域への説明</p> <p>(2)広報はままつでの記事掲載(連載、特集)</p> <p>(3)関係資料の各戸配布</p> <p>(4)学校、不動産会社等を通じた情報提供</p> <p>(5)インターネットホームページでの情報提供</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	環境部資源廃棄物政策課	担当者	下位基弘	電話	453-0026

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

家庭ごみの出し方に関する統一ルールの周知について

平成 24 年 6 月

浜松市環境部資源廃棄物政策課

1 統一ルールの内容

次の内容で、平成 25 年 4 月から家庭ごみの出し方を統一します。

(1)ごみの分別品目、収集頻度・方法の統一

ごみの分別を、①もえるごみ、②もえないごみ、③連絡ごみ、④資源ごみ・無色びん、⑤資源ごみ・茶色びん、⑥資源ごみ・その他びん、⑦資源ごみ・缶、⑧資源ごみ・ペットボトル、⑨プラスチック製容器包装、⑩特定品目の 10 分別に全市統一します。

収集の頻度(回数)については、一部の地域を除いて統一します。

(2)指定ごみ袋の統一

上記(1)中の①もえるごみ、②もえないごみ、⑨プラスチック製容器包装を出す際には、「浜松市家庭用ごみ袋」と印字した袋を使用していただきます。

(3)連絡ごみの有料化

連絡ごみを出す際に、処理経費の一部を負担していただく考え方の下、品目により 1 点 300 円～1,200 円の処理手数料を納めていただきます。

また、ごみの出し方については、受付センターへ連絡のうえ指定の日にご自宅前に出してもらう方法を全市域に導入します。

2 統一ルールの周知について

平成 24 年度は、統一するルールの内容について周知徹底を図ります。

(1)自治会を通じた地域における説明会の開催(7 月から)

(2)広報はままつを活用した特集(7 月号)と連載記事の掲載

(3)関係資料の各戸配付(8 月と 25 年 2 月)

(4)学校、不動産会社等関係機関を通じた情報提供

※学生、アパート居住者(自治会未加入等)向けとして

(5)外国人向けの関係機関を通じた情報提供

(6)市公式ホームページによる情報提供(外国人向けのホームページを含む)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項		□協議事項		■報告事項	
件 名	「都市・生活基盤分野における社会資本整備の取り組み（案）」の作成について					
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>厳しい社会情勢や経済状況の中、社会資本の整備を効果的かつ効率的に進め、災害リスクの増大や既存インフラの老朽化等さまざまな課題に取り組むことにより、市民が安心して暮らせ、持続的に発展する都市を実現しなくてはならない。</p> <p>本計画は、浜松市総合計画の「都市・生活基盤分野」における3部（都市整備部・土木部・上下水道部）の事業を取りまとめ、都市計画マスタープランに示した「拠点ネットワーク型都市構造」の実現を目指し、広く市民へ社会資本整備の取り組み内容を説明するためのコミュニケーションツールとして作成するものである。</p>					
対象の区協議会	7区すべての区協議会					
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間 平成24年度から平成28年度までの5年間 ○ 対象事業 道路、河川、公園、上下水道、土地区画整理、市街地再開発、市営住宅、公共交通確保等、3部（都市整備部、土木部、上下水道部）で実施する事業。 ※市内で実施され、市民生活に多大な影響を及ぼす国・県事業等を含む。 ○ 計画体系 4つの分野（市民の暮らし、都市活力、自然環境、ストック活用型社会）に、14の方針とその取り組みを示し、それらに沿った事業を位置図とともに掲載。 					
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	平成24年7月にホームページ公表予定 以後、各区での市民説明会、パネル展示（区役所ロビー等）の実施を検討する					
担当課	都市計画課	担当者	金子、清水	電話	457-2644	

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(案)

H24.5.24

都市・生活基盤分野における社会資本整備の取り組み

浜松市都市計画マスタープラン実行計画

2012 - 2016



浜松市

HAMAMATSU CITY

都市整備部・土木部・上下水道部

本計画の策定にあたって

だれもが豊かで安全・快適に暮らすことができる魅力ある浜松市を実現するためには道路や公園、下水道等、生活を支える都市基盤となる**社会資本****の整備が重要な要素のひとつとなります。特に安全面において、東海地震等による大きな被害が予想される本市では、地震・津波対策に関する取り組みの重要性が更に高まっています。

人口減少・少子高齢化社会の到来等、厳しい社会情勢や限られた財政状況下、上記を含め真に必要なものを選び、効果的、効率的かつ戦略的にそれらの整備を進めていくために本計画を策定しました。

本計画は、1)市民への情報提供を通じた市民協働の推進、2)将来都市構造“**拠点ネットワーク型都市構造****”の構築、3)社会資本整備の総合性・一体性の確保、4)持続可能な社会資本の維持管理・更新の推進、を役割としています。

また、本計画では、方針と取り組みを定め、それらに沿った事業を掲載し、社会資本整備の方向性や整備効果をわかりやすく示しました。

※本計画の詳細についてHPで公表しています。

[浜松市HPトップ](#) → [市民参加](#) → [まちづくり](#) → [都市・生活基盤分野における社会資本整備の取り組み](#)

【コラム】本計画の津波対策について

本市では静岡県第3次地震被害想定結果に基づき、今まで地震・津波対策を行ってきました。しかし、東日本大震災の津波被害を受け、国・県の新しい被害想定結果が公表されるまでの間、遠州灘の海岸地形に似ている仙台平野の被害状況を踏まえて海岸からおおむね2kmの範囲を暫定的な津波対策範囲として設定し、現在、津波対策を行っています。

これまでに、今すぐできる「津波から逃げる対策」、「津波を知らせる対策」を重点として、津波避難ビルの指定や小中学校に屋上フェンス・避難階段の設置、海岸部における建築物の高さ制限の緩和、遠州灘海岸付近に同報無線の屋外スピーカーの増設等を実施しました。また、今後は、津波避難マウンド・タワーの設置に取り組むなど、今すぐできる対策を進めるとともに、国・県の新しい被害想定結果を踏まえ、津波対策の充実を図ります。

本計画においても、新たな津波対策事業の決定を踏まえ、対象事業として追加し、公表していきます。



津波避難ビルの指定



小中学校の屋上避難施設

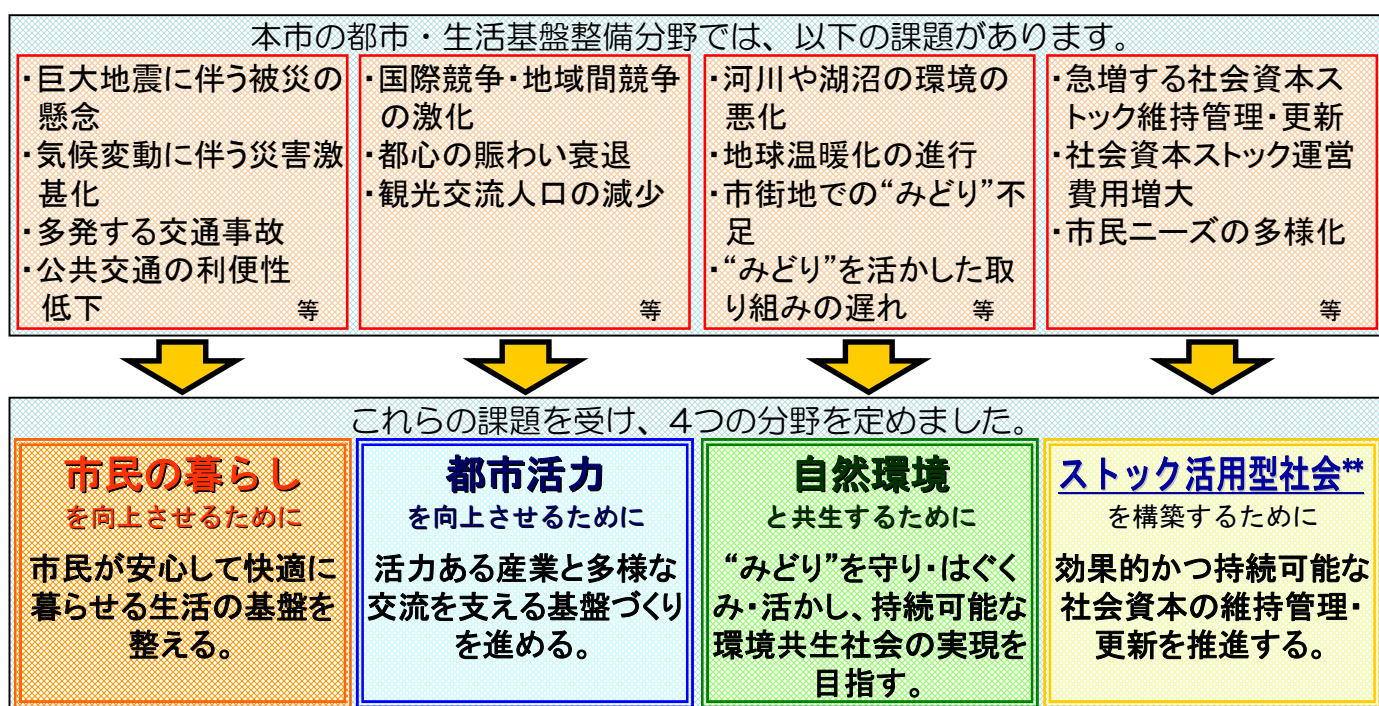


同報無線の屋外スピーカー

計画の概要

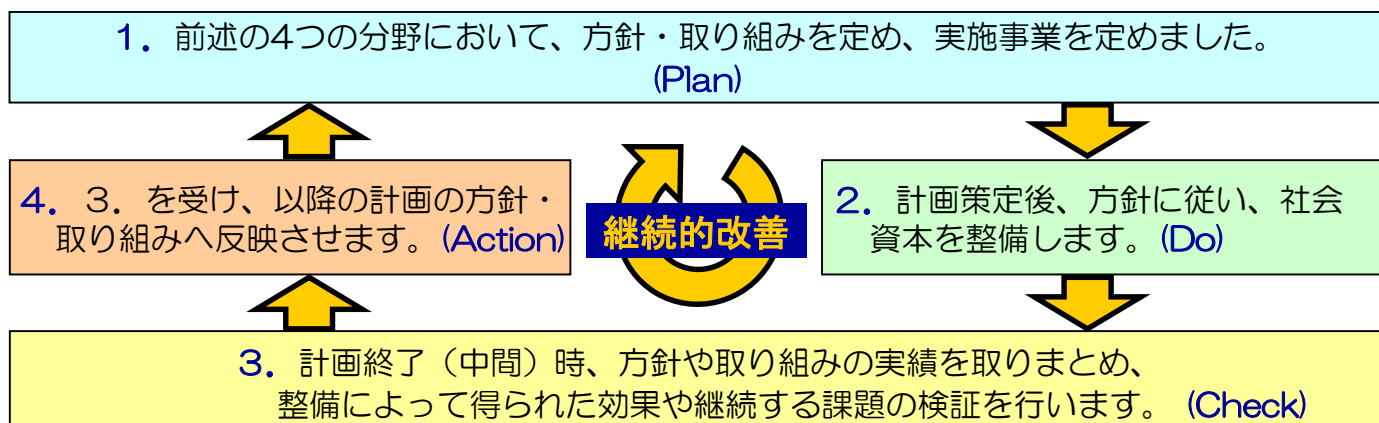
- 計画期間** : 平成24年度(2012年)から平成28年度(2016年)までの5年間
- 対象事業** : 国・県・市等が事業主体となる市内の都市・生活基盤分野における社会資本整備事業(道路、河川、公園・緑地、上下水道、土地区画整理、市街地再開発、市営住宅、土砂災害対策、公共交通確保 等)
- ※ 浜松市では都市整備部、土木部、上下水道部で実施する事業が対象
- 方針と取り組み** : 事業効果を説明するための4つの分野、14の方針とその取り組みを設定

本市の課題と分野の設定



計画の実行手順と実現に向けて

PDCAサイクル**により、社会資本整備の継続的な改善に取り組みます。



方針と事業例

4つの分野で、14の方針を掲げ、よりよいまちづくりを進めます。

市民の暮らし を向上させるために

5つの方針を掲げ、市民が**安心**して**快適**に暮らせる生活の基盤を整えます。

方針1: 地震・津波対策の推進

ライフラインの耐震化等を行い、地震・津波に強いまちを目指します。

事業例:

津波避難施設の整備、上下水道管の耐震化、防災公園の整備、建築物耐震補強助成



津波避難マウンド (イメージ写真)

方針2: 風水害対策の推進

総合的な治水対策を行い、集中豪雨等の災害リスクの軽減を目指します。

事業例:

河川の改修、雨水貯留施設の整備、急傾斜地の崩壊対策



雨水処理のための都市下水道整備 (整備中)

方針3: 交通安全対策の推進

歩行者の安全な交通環境を整備し、交通事故の削減を目指します。

事業例:

歩道の設置、ガードレールの整備、自転車通行帯の整備



安全な歩行空間の確保

方針4: 日常生活の快適性の向上

住環境を改善し、安心・快適な暮らしを目指します。

事業例:

狭い道路の拡幅整備、水道施設の整備、市営住宅の改修、土地区画整理



拡幅整備事業を行い、広くなった道路

方針5: 使いやすい公共交通の確保と利用促進

公共交通ネットワークを形成し、だれもが移動しやすいまちを目指します。

事業例:

地域バスの運行、バス利便性向上、駅自由通路・駅前広場整備



地域バスの運行 (細江地域みをつくしバス)

都市活力

を向上させるために

3つの方針を掲げ、**活力**ある産業と多様な**交流**を支える基盤づくりを進めます。

方針1: 都市活力を生む道路ネットワークの形成

幹線道路を整備し、
広域交流と多様な産業の
展開を目指します。

事業例:

地域間アクセス道路・環状道路
・インターチェンジ接続道路の整備



自動車交通の整流化を図る
環状線の整備（整備中）



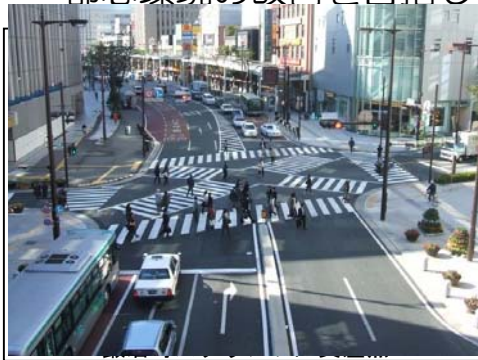
都心と拠点間の連携を向上させる
放射道路の整備

方針2: 都心の活性化支援

歩行者の回遊性等を向上させ、
都心のにぎわいを支える
都心環境の改善を目指します。

事業例:

高質な歩行者空間の整備、駐車場整備、
送迎レーン改良



改良が予定されているJR浜松駅南口
（現況）



鉄道高架下を活用した開放的な歩行者空間
（中区・鍛冶町通り～万年橋）

方針3: 多様な交流の振興

地域特性を活用・連携し、
観光交流等の促進を目指します。

事業例:

浜松城公園歴史ゾーンの整備、
シンボル花壇の整備



浜松城公園歴史ゾーン整備事業
（完成イメージ図）



浜松城天守門整備事業
（完成イメージ図）



花による美しい修景（中区・鍛冶町通り）

自然環境 と共生するために

3つの方針を掲げ、**持続可能な環境共生社会**の実現を目指します。

方針1: 川や湖の環境保全

下水道事業等を行い、川や湖の環境保全を目指します。

事業例:

流域での下水道整備、係船施設の整備、整備済み地区での下水道接続推進



水質汚染による赤潮の発生
(北区・猪鼻湖) 【出典】静岡県HP



水環境の改善が進む佐鳴湖公園



係船施設完成状況 (西区・協和排水路)

方針2: 美しい“みどり”の提供

公園の整備や緑地の保全に取り組み、みどりの確保を目指します。

事業例:

公園整備、緑地保全、樹木の交付



みどり豊かな公園
(西区・荒巻川ほたる公園)



都市部の貴重な緑地を保全する市民の森
(中区・高林四丁目地内)



市街地の民有地の事業所緑化

方針3: 自然とのふれあいや自然環境を活用した教育機会の提供

動物園や市民農園を整備し、自然と触れ合う機会を提供します。

事業例:

動物園の整備、教材の作成、ガイド育成、特定市民農園の整備



地球の生命(いのち)の教室 (動物園)



動物ガイド (動物園)



緑や土とふれあう特定市民農園

ストック活用型社会 を構築するために

3つの方針を掲げ、**効果的**かつ**持続可能**な社会資本の維持管理・更新を推進します。

方針1: 社会資本ストックの長寿命化の推進

社会資本ストックの長寿命化を図り、持続可能な維持管理・更新を目指します。

事業例:

橋梁・公園・上下水道等の長寿命化計画策定、施設保守点検、計画的な維持補修



河川管理事業（ポンプ場の点検状況）



遊具点検作業の状況



防食工事により、錆びや漏水が防止された水道管

方針2: 社会資本ストックの計画的な運営管理

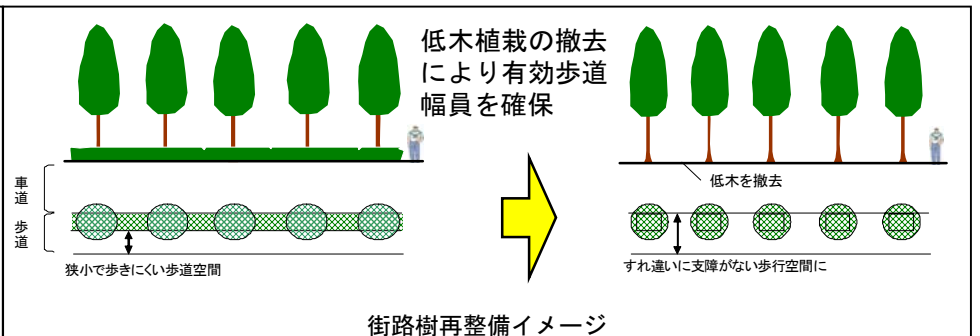
社会資本ストックの借地解消や配置計画の見直しを行い、合理的で健全な運営管理を目指します。

事業例:

公共施設の借地解消、街路樹の再整備、都市計画道路・都市計画公園の見直し計画策定



将来的に公園が計画されている土地の現況（中区・向宿公園）



方針3: 協働の推進

市民等との協働により、多くの人に親しまれる社会資本ストックの形成を目指します。

事業例:

道路・河川愛護事業、広報イベントの開催、出前講座、市民ワークショップ



市民協働の公園づくり（西区・西都志都呂東公園 園名板設置状況）



河川愛護事業（市民による清掃活動）



小学校での下水道教室

進捗・着手を目指す主要事業

計画期間の5年間に市内で行う予定の

主要事業を以下の地図に示します。

《土地利用の基本区分》

市街地	市街地
郊外地	郊外居住地域
	郊外産業地域
中山間地	環境保全優先地域

◆今後の津波対策の見直し等、社会状況や財政状況により、変更となる可能性があります。

《拠点》

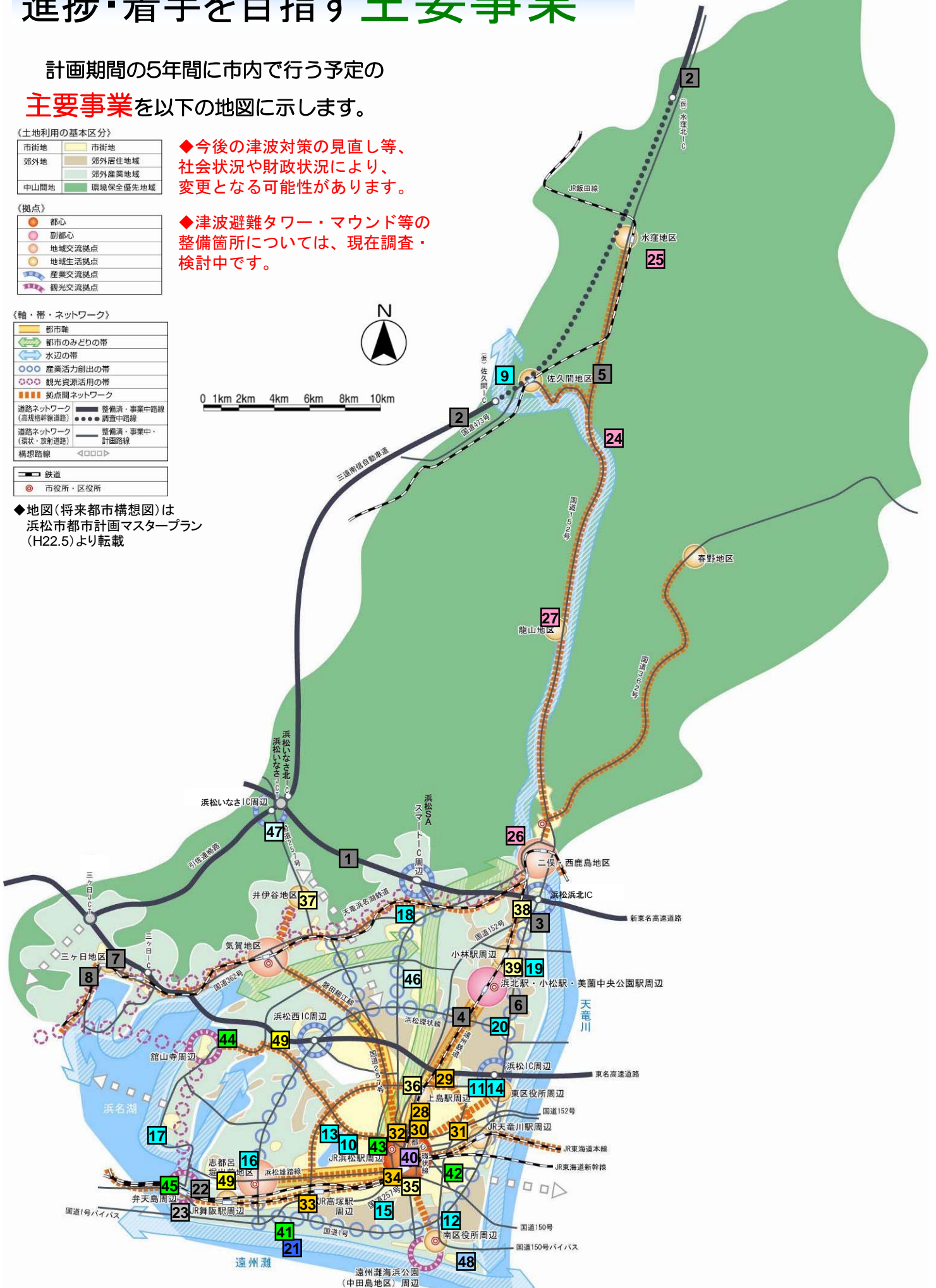
●	都心
●	副都心
○	地域交流拠点
○	地域生活拠点
○	産業交流拠点
○	観光交流拠点

◆津波避難タワー・マウンド等の整備箇所については、現在調査・検討中です。

《軸・帯・ネットワーク》

■	都市軸
→	都市のみどりの帯
→	水辺の帯
○	産業活力創出の帯
○	観光資源活用帯
■	拠点間ネットワーク
—	道路ネットワーク (整備済・事業中路線 (高規格幹線道路))
—	道路ネットワーク (整備済・事業中・計画路線 (環状・放射道路))
—	構想路線
—	鉄道
●	市役所・区役所

◆地図(将来都市構想図)は浜松市都市計画マスタープラン(H22.5)より転載



◆主要事業一覧

番号	種別	事業名	事業主体	分野
1	道路	新東名高速道路	中	活
2	道路	三遠南信自動車道 (佐久間道路、青崩峠道路)	国	活
3	道路	(国)152号 浜北区中瀬～新原(バイパス)	市	活
4	道路	(主)浜松環状道路	市	活
5	道路	三遠南信自動車道現道活用区間 (国)473号～(国)152号	市	活
6	道路	(都)高畑線	市	暮
7	道路	(市)三ヶ日北幹線自歩道整備	市	暮
8	道路	(国)362号橋梁耐震化[高橋]	市	暮
9	河川	天竜川ダム再編	国	暮
10	河川	佐鳴湖 総合河川環境整備	県	自
11	河川	(一)安間川 広域河川改修	県	暮
12	河川	(二)馬込川(芳川) 広域河川改修	県	暮
13	河川	(二)新川 広域河川改修	県	暮
14	河川	安間川流域内水はん濫対策	市	暮
15	河川	高塚川流域雨水貯留施設整備	市	暮
16	河川	(二)九領川改修	市	暮
17	河川	(普)村櫛57号排水路維持修繕	市	暮
18	河川	(普)川山川	市	暮
19	河川	西美菌都市下水路	市	暮
20	河川	(津)寺島川	市	暮
21	海岸	浜松篠原海岸 侵食対策	県	暮
22	港湾整備	浜名港	県	活
23	漁港整備	舞阪漁港	県	活
24	土砂災害	大滝地すべり対策	県	暮
25	土砂災害	上村地すべり対策	県	暮
26	土砂災害	両島瀬林急傾斜地 崩壊対策	県	暮
27	土砂災害	西川急傾斜地 崩壊対策	県	暮
28	街路	遠州鉄道鉄道線 連続立体交差	市	活
29	街路	(都)下石田細江線	市	活
30	街路	(都)有玉南中田島線	市	活
31	街路	(都)高林芳川線	市	活

番号	種別	事業名	事業主体	分野
32	街路	(都)植松和地線	市	活
33	交通	高塚駅南口駅前広場整備	市	暮
34	交通	浜松駅南口駅前広場改良	市	活
35	区画整理	高竜地区	市	暮
36	区画整理	上島駅周辺地区	市	暮
37	区画整理	井伊谷地区	組合	暮
38	区画整理	中瀬南部地区	組合	暮
39	区画整理	西美菌西地区	組合	暮
40	再開発	旭・板屋A地区第一種 市街地再開発	組合	暮
41	公園緑地	遠州灘海浜公園	市	自
42	公園緑地	名塚公園	市	自
43	公園緑地	浜松城公園	市	活
44	公園緑地	動物園教育施設整備	市	自
45	公園緑地	弁天島公園	市	自
46	水道	大原第5配水池整備	市	暮
47	水道	中部簡易水道施設整備	市	暮
48	下水道	西遠流域下水道	県市	自
49	住宅	市営住宅個別改善	市	暮
※	道路	道路維持修繕	市	暮
※	道路	交通安全施設等整備・修繕	市	暮
※	河川	河川維持修繕	市	暮
※	公園緑地	樹木交付	市	自
※	公園緑地	シンボル花壇整備	市	活
※	公園緑地	市街化区域内農地緑化保全	市	自
※	水道	水道管路耐震化	市	暮
※	水道	簡易水道施設整備	市	暮
※	下水道	汚水・雨水管きよ整備	県市	自
※	住宅	木造住宅耐震補強助成	市	暮
※	住宅	狭い道路の拡幅整備 (市街化区域内)	市	暮
※		各種社会資本 長寿命化計画策定	市	ス
※	-	都市計画道路・公園 見直し計画策定	市	ス

※ … 浜松市全域で行う事業

<事業主体>市：浜松市、県：静岡県、国：国土交通省、
中：中日本高速道路

<分野>暮：市民の暮らし、活：都市活力、自：自然環境、
ス：ストック活用型社会

取り組み一覧

計画期間内に以下の取り組みを実施し、各分野の方針の達成を目指します。

取り組み	概要
「市民の暮らし」分野	
方針1 地震・津波対策の推進	
【取り組み①】津波避難施設設置の推進	避難スペースの確保を目的に、津波避難ビルの指定や小中学校に屋上フェンス・避難階段の設置、津波避難マウンド・タワーの設置を実施する。
【取り組み②】民間住宅の耐震化の促進	予想される東海地震等による被害を最小限に抑えるため、旧構造基準で建てられた建築物等の耐震診断や耐震補強助成を実施する。
【取り組み③】橋梁の耐震化の推進	交通網を支える重要な橋長15m以上の橋梁耐震化を実施する。
【取り組み④】防災公園の整備の推進	防災公園と位置づけた市内28公園の整備を推進する(H23年度末時点で、21公園が整備済みまたは一部整備済み)。
【取り組み⑤】上水道配水池の耐震化の推進	浜松市上水道事業基本計画(H18.7)の基本方針「災害に強い水道」に基づき、震災時における応急給水施設として重要な配水池の耐震化を図る。
【取り組み⑥】上水道重要管路の耐震化の推進	地震発生後、給水の早期復旧を実現するため、上水道の重要な管路の耐震化を図る。
【取り組み⑦】下水道管きよの耐震化の推進	地震発生時、災害支援活動、物資輸送、避難行動への影響を最小限とするよう、下水道管きよの排水機能確保のための耐震対策を実施する。
【取り組み⑧】下水道施設の耐震化の推進	耐震化の進んでいない処理場・ポンプ場の土木構造物(主に地中に建設された構造物)の耐震対策を実施する。
【取り組み⑨】民間施設の建替えや耐震化の促進	地震発生時に被害を抑え、経済活動への影響を最小限に食い止めるため、民間施設の建替えや耐震改修等を促進する。
方針2 風水害対策の推進	
【取り組み①】河川改良の推進	計画降雨確率規模による河川改修(河道拡幅等)により、河川の流下能力を確保し、水害に対する地域の安全を守る。
【取り組み②】都市雨水対策の推進	雨水管きよ整備を行い、都市部での雨水流出を抑制する。
【取り組み③】都市下水路の整備の推進	浸水被害や、ゲリラ豪雨への対策を行い、市街地の安全性の向上を図る。
【取り組み④】堀留川・高塚川流域の雨水貯留施設の整備	浸水被害が多い堀留川・高塚川流域で、雨水貯留施設を整備し、雨水流出量のピークを減らすことにより、水害に対する安全を守る。
【取り組み⑤】急傾斜地崩壊対策の推進	急傾斜地崩壊危険箇所対策工事を行い、災害リスクを軽減させる。
方針3 交通安全対策の推進	
【取り組み①】スクールゾーン内の死傷事故抑止	通学路等の歩行空間の整備を行い、交通事故を抑止する。
方針4 日常生活の快適性の向上	
【取り組み①】土地区画整理による良好な住環境の確保	狭小道路、密集住宅地や不整形地等の解消のため、土地区画整理事業により、良好な住環境を確保する。
【取り組み②】市営住宅の居住性の向上	団地の個別改善事業を行い、老朽化した設備や、高齢者等に配慮した住戸改善を行う。
【取り組み③】吹付けアスベスト対策の促進	アスベストによる健康被害に対する市民の不安解消に向け、分析調査や除去工事等を行う。
【取り組み④】狭い道路の拡幅整備の促進	建築基準法による道路後退用地について、建築主等から寄付を受け、狭い道路の拡幅整備を行う。
【取り組み⑤】上水道給水普及の推進	自己水源(井戸等)を利用している地区では、衛生確保の向上にも限りがあるため、上水道への加入促進を図って行く。
【取り組み⑥】上水道老朽管更新の推進	老朽管の耐震管に布設替え(更新)をすることにより、漏水・赤水の解消とともに、耐震化も推進する。
【取り組み⑦】簡易水道事業を水道事業に統合する事業	平成28年の簡易水道統合に向け、効率的な施設の管理運営及び耐震化を推進するため、計画的な簡易水道施設整備事業を推進する。
【取り組み⑧】安定した水を供給するための飲料水供給施設整備事業	飲料水供給施設等基本計画を踏まえ、老朽施設の更新や効率的な管理運営を行なうため、計画的な飲料水供給施設整備事業を推進する。
【取り組み⑨】河川維持の要望への適正な対応	河川構造物の計画的な維持管理、水害発生を防止するための適正な維持管理を行う。
【取り組み⑩】地域の快適な道路環境の確保	生活環境の安全性を確保し、構造物の修繕・改良、排水路・未舗装道路の整備を行う。
方針5 使いやすい公共交通の確保と利用促進	
【取り組み①】使いやすい公共交通ネットワーク形成	使いやすいバス路線へと再編するとともに、地域の生活を支えるバスの維持を進める。また、鉄道駅等の交通結節点は、様々な交通手段間の乗り換えを促進するとともに、駅舎の自由通路設置やユニバーサルデザイン化により、駅を中心としたまちづくりを進める。

取り組み	概要
「都市活力」分野	
方針1 都市活力を生む道路ネットワークの形成	
【取り組み①】道路ネットワーク形成による地域間アクセス時間の短縮	旧12市町村の中心地を結ぶ道路の改良を行い、地域間アクセス時間の短縮による地域経済の活性化を図る。
方針2 都心の活性化支援	
【取り組み①】都心(中心市街地)の歩行空間の改善	浜松駅南口駅前広場や主要交差点の改良により、歩行空間を歩きやすくし、都心の賑わい創出の支援を行う。
【取り組み②】新川モールの歩行者空間の整備	新川モールの改良を行い、歩行者環境を整え、都心の賑わい創出の支援を行う。
方針3 多様な交流の振興	
【取り組み①】都市の顔となる浜松城公園の整備	浜松市の顔となる公園である浜松城公園を整備し、観光や市民の交流を振興する。
【取り組み②】市街地のシンボル花壇の増設	来訪者の多いJR浜松駅などの鉄道駅前、インターチェンジ、中心市街地で質の高い花壇を整備し、観光交流振興への支援を行う。
「自然環境」分野	
方針1 川や湖の環境保全	
【取り組み①】下水道未普及地域の解消	下水道の整備が求められる地区において、下水道網の整備を行い、流域の水質保全を図る。
【取り組み②】公共用水域の水質保全の推進	大雨の際、未処理下水がそのまま流域に放出される合流式下水道の改良や、閉鎖性の高い湖など水質のやや悪い流域での高度処理施設の増設により、水質を保全する。
【取り組み③】浜名湖での係船施設の増設	係船施設の増設を行い、公共水域での無断係留・放置を減らし、流水の障害、ごみ放置等、湖の環境悪化を防ぐ。
方針2 美しい“みどり”の提供	
【取り組み①】市民が憩える公園づくり	身近な公園、特色ある公園等を整備し、市民がみどりに触れる機会を増やす。
【取り組み②】樹木交付による緑化の推進	樹木交付を行い、民有地の緑化の推進を行う。
【取り組み③】法律、条例により担保された緑地の確保	良好な緑地を地域制緑地(特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区、生産緑地地区、保存樹林、市民の森)に指定し、保全する。
方針3 自然とのふれあいや自然環境を活用した教育機会の提供	
【取り組み①】浜松市動物園における環境教育の推進	園の動物を教材とした、「いのちの教育事業」の実施やその他教育施設の改修を行い、市民に環境教育の場を提供する。
【取り組み②】特定市民農園開設の推進	市街化区域において市民農園を開設し、都市部の農地の適切な保全を行う。また、農作業を通じた自然とのふれあいの場を市民に提供する。
「ストック活用型社会」分野	
方針1 社会資本ストックの長寿命化の推進	
【取り組み①】橋梁の長寿命化の推進	橋梁長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を行う。
【取り組み②】河川管理施設の予防保全型更新サイクルの策定	河川管理事業を行い、ライフサイクルコストの最小化を図る計画的な改築及び維持管理を図る。
【取り組み③】公園の遊具及び施設の長寿命化計画の策定	老朽化した遊具、電気・給水管・配水管等の供給処理施設の更新や、トイレや園路のバリアフリー化などを盛り込んだ、公園施設長寿命化計画を策定する。
【取り組み④】上水道管の機能保全対策	水管橋腐食防止などの予防対策を施し、長期的に機能するよう施設管理を行う。
【取り組み⑤】下水道施設の長寿命化計画の策定	下水道施設の、予防保全型の維持管理を行い、ライフサイクルコストを小さくする。
方針2 社会資本ストックの計画的な運営管理	
【取り組み①】都市公園の安定した運営のための借地買収	公園の安定した運営を図るために、買取要望の出ている借地を計画的に買取する。
【取り組み②】安全で快適な道路に向けた街路樹再整備の実施	貴重な緑を提供する街路樹を整備し、環境改善を行う。
【取り組み③】長期未着手都市計画道路の見直し	拠点ネットワーク型都市構造に対応した道路網の構築に向けて見直し計画を策定する。
【取り組み④】長期未着手都市計画公園の見直し	かつて都市計画決定したものの長期間未着手のままの公園の見直しを行い、事業着手等の見直しを決定する。
方針3 協働の推進	
【取り組み①】マイパーク事業の推進	緑を大切にし、公園に愛着を持ってもらうため、公園施設の一部を市民自らで整備するマイパーク事業を実施する。

<用語解説>

- 社会資本**** : ここでは道路、上下水道、公園、市営住宅等、産業や生活の基盤となる公共施設を指します。
- 拠点ネットワーク型都市構造**** : 都市機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした有機的な連携による都市構造のことを指します。市では**浜松市都市計画マスタープラン****にて、2030年を目標年次とし、拠点ネットワーク型都市構造の構築を目指しています。
- 浜松市都市計画マスタープラン**** : 「都市計画に関する基本的な方針」として、浜松市の目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりの考え方を明らかにしたものです（H22.5発行）。
- ストック活用型社会**** : 道路・公園・上下水道等の「既存の社会資本（社会資本ストック）」を活かしつつ、計画的に維持管理・更新を行うことにより、高い質を保ちながら、ライフサイクルコストの縮減等、効率的な都市経営を図る社会のこと。
- PDCAサイクル**** : P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価）、A=Action（改善）を繰り返し行い、目標を効率的に達成するための管理手法です。

<お問い合わせ先>

計 画 全 般 に 関 す る こ と	担 当 課	電 話 番 号
本計画の策定・全体総括	都市計画課	(053)457-2371

浜 松 市 の 主 要 事 業	担 当 課	電 話 番 号
津波避難施設	危機管理課	(053)457-2537
道路事業・街路事業・連続立体交差事業・交通安全施設	道路課	(053)457-2427
河川改修事業・土砂災害対策事業	河川課	(053)457-2451
公共交通関連・駐車場関連事業	交通政策課	(053)457-2441
土地区画整理事業・市街地再開発事業	市街地整備課	(053)457-2366
公園整備事業	公園課	(053)457-2353
緑地保全・市民農園・シンボル花壇・樹木交付	緑政課	(053)457-2565
動物園関連事業	動物園	(053)487-1122
上水道施設・簡易水道施設・飲料水供給施設	水道工事課	(053)474-7411
下水道施設	下水道工事課	(053)474-7514
市営住宅整備改善	住宅課	(053)457-2455
狭い道路の拡幅整備事業・建築物耐震補強助成事業	建築行政課	(053)457-2471

静 岡 県 の 主 要 事 業	担 当 課	電 話 番 号
河川改修・佐鳴湖統合河川環境整備・港湾整備 海岸侵食対策・土砂災害対策	静岡県 浜松土木事務所 企画検査課	(053)458-7265

国 の 主 要 事 業	担 当 課	電 話 番 号
三遠南信自動車道	国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 調査第二課	(053)466-0117
天竜川ダム再編	(同上) 開発工務課	(053)466-0138

<発行>

平成24年7月
浜松市都市整備部都市計画課
〒430-8652
浜松市中区元城町103-2
Tel : 053-457-2371
Fax : 053-457-2164
E-mail : toshikei@
city.hamamatsu.shizuoka.jp

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	地域力向上事業について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、地域で困っていることを解決したり、地域の魅力を活用したりすることで、住みよい地域社会の実現を目指す事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案の基づき、市が公益上の必要性を認め、団体が自主的に取り組む事業に対し、市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p> <p>○地域課題を解決する区企画事業 市民や団体からの提案やアイデアをもとに、地域課題の解決、地域資源の活用等について、市民協働の観点を取り入れ、区が企画・実施する事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>○提案事業2件の意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業1件 「日本ラグビー最高指導者 清宮克幸氏 講演会」 ・区企画事業1件 「歌と音と人をつなぐコンサート 東区版」 <p>※資料は当日配布します。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木勝久・服部	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

東区協議会第2回地域防災委員会会議要旨

- 1 開催日時 平成24年6月4日(月) 午後1時～1時20分
- 2 開催場所 東区役所32会議室
- 3 出席者 区協防災委員：鈴木充、高橋、堀内、水下、村越
区振興課：瀧井課長、鈴木敏課長補佐、防災・統計G長 鈴木勝
広聴・事業G長 金山、前、橋本 合計11人

4 会議内容

- (1) あいさつ <瀧井区振興課長>
- (2) 委員長の選任について
委員の互選により、委員長 堀内秀哲委員、委員長代理 鈴木充代委員を選任
- (3) 今後の防災委員会について
- (4) 東区避難行動計画策定会議について
<まとめて防災・統計G長が説明>

その後、13:30から東区避難行動計画策定会議に参加

○現地確認

中ノ町水位観測所、安間川水位観測所、天竜川の危険箇所(豊西小近く)

○避難行動計画、冊子の内容について

1. 決定事項

①避難行動計画の掲載項目について

- ・掲載項目の優先順位。

【追加項目】

- ・ダムの決壊(佐久間ダム、秋葉ダム)に関する基礎知識。
- ・書き込みのできるページ(避難場所など)。

②避難行動計画の冊子のイメージについて

- ・冊子はA4サイズが望ましい。

2. 保留・課題となった事項

- ・防災マップは掲載する内容を考慮してサイズを検討する。
- ・避難行動計画のタイトルを検討する。

第1回交通安全委員会会議要旨

- 1 開催日時 平成24年6月14日(木) 午前10時00分から11時50分
- 2 開催場所 東区役所33会議室
- 3 出席者 区協交通安全委員：米山英二、市川千次、今宿康一、小川早苗、
加藤ゆき子、鈴木康弘、(欠席 田村滋治)
区振興課：滝井課長、金山GL、佐藤、中田

4 会議内容

(1) あいさつ

区振興課 滝井課長

(2) 委員長の選任について

委員の互選により、委員長は米山英二委員 委員長代理は市川千次委員を選任

(3) 東区の交通安全の現状について

担当：「人身交通事故件数」

- ・人口千人当たりの人身交通事故発生件数及び事故起因者の居住地別において、東区が市内ワーストとなった。
- ・平成22年、平成23年と人身交通事故件数が100以上増加した。

「事故の特徴」

- ・横断歩道上での歩行者事故が増加している。
- ・車両対車両の交通事故は、「追突」「出会い頭」が事故原因の8割を占めている。
- ・夕暮れ時(16時から18時)の時間帯が、最も多く交通事故が発生している。

<委員からの質問、意見等>

委員：交通事故発生マップを見ると、同じ国道152号線でも、和田町から宮竹町までは非常に多く発生しているのに対し、有玉付近では少ない。何か理由はあるのか。

担当：有玉付近は、速度取締り装置が設置される等、減速させる仕組みがある。対して和田～宮竹間には取り締まり装置等の設置がなく、また交差点の間隔が短い中、左折及び車線変更する車が多いため、追突事故が多く発生している。

(4) 東区における交通安全啓発活動について

担当：「東区 交通安全声かけ運動」、「東区 交通安全サポーターズ倶楽部」を軸として活動している。

<委員からの質問、意見等>

委員：反射材の配付については、着用率の向上を図っていく必要がある。

委員：啓発活動の定着を図っていくべき時期と考える。

委員：紙のチラシは読まないなので、視覚的にわかりやすい啓発を実施するべき。

委員：自転車のルールのお教え方、交通安全教室の頻度はどれくらいか。

(5) 協議テーマの設定について

委員：歩行者、高齢者、子どもとテーマを小さく絞る必要はないのではないか。

委員：交通事故の減少として、数値目標を立てて検討することも良いのではないか。

委員：交通事故は増えているのが現状なのだから、昨年度のテーマと大きく変える必要はないのではないか。定着させる事を目的にし、その中に新しい内容を1つぐらい加えたたらどうか。

委員（全員）：テーマは「死亡事故ゼロ、交通事故減少を目指す啓発活動」に決める。

(6) 次回の開催予定 7月18日（水）午前10時から
東区役所3階33会議室

第1回地域福祉委員会議事概要

日時 平成24年6月21日(木) 13:30~15:30

会場 東区役所 31会議室

出席者 石津幸子、稲垣邦圓、亀田順子、玉木澄男、中澤親一、袴田勝次

(50音順、敬称略)

【議題】

1 委員長及び職務代理の選任

委員による話し合いの結果、以下のとおり決定した。

委員長：石津幸子委員 職務代理：玉木澄男委員

2 地域福祉委員会の組織、平成23年度実施内容について

資料に基づき事務局より説明

石津委員より補足説明

委員の意見交換

(委員会らの意見)

○地域福祉委員会を含め、東区協議会内に組織されている委員会は、共通のテーマを設けて、それぞれの分野で課題解決することで、東区の現状にあった委員会及び協議会運営ができ、東区の特徴が一層濃くなると考える。今後の課題としてもらいたい。

○地域福祉は、生まれてから死ぬまで、それぞれの年代、立場により、多様な福祉がある。検討するには、範囲が広すぎる。

○昨年の委員会で検討課題や提言が残されているので、今年も引き続き、高齢者福祉をテーマに実施していくほうがよい。

○中期的な計画に基づいてテーマを設定するほうが、効率的で効果的である。

○昨年検討した「あんしん情報キット」は、運用を開始して1年近く経過しているので、活用された事例をもとに改善に向けて検討することが出来ると考える。
しかし、活用事例の中には救急隊員が「あんしん情報キット」を知らず、民生委員が教えたことがあるそうだ。「あんしん情報キット」は、65歳以上の対象者以外に情報が届いていないと予想されるため、周知方法を検討する必要があると考える。

○地域で高齢者を見守ることは非常に大切である。しかし、一人暮らしの高齢者や障害者、要介護者などに関する情報については、公的な一部の組織しか持っていないため、地域で見守るには情報が少ないので、すべての対象者を把握できない。

○最近は、高齢者の孤独死が全国的に問題になっている。東区においても自治会をはじめ、重大な問題であると認識している。以前は、自治会組織である「老人クラブ」に必ず参加していたが、最近は、老人クラブに参加する（できる）高齢者が減少している。自治会や高齢者の集まりに参加してもらうための工夫も検討する必要がある。

○お寺で音楽イベントなどは、高齢者が参加しやすいので計画してはどうか。

○昔は、家族が増えて「家庭」が多きくなっていったが、最近は、家族が増えても「家庭」が小さくなっている。さらに、少子化が加速し、一人暮らしや高齢者世帯が増加している。

3 協議テーマについて

【テーマ】超高齢化社会を向かえ、区民（高齢者）が安心して生活できる地域社会をつくるための高齢者福祉を考える。

設定理由：現在の浜松市、東区では、「超高齢化社会」を向かえ、高齢者福祉に関する課題が多様化しているなかで、東区の区政運営基本方針として掲げている「安全・安心な地域づくり」のため、地域の結びつきによる「みまもり」や、人と人との絆による「支え」により東区ならではの高齢者福祉対策を考える。

『重点課題の解決にむけて』

- 1 救急医療情報キット「あんしん情報キット」の活用例を検証し、緊急時における迅速かつ有効的活用について研究する。さらに、キット自体の効果的な啓発方法も研究する。
- 2 地域の自治会活動（老人会の活動）などに積極的に参加できる環境づくりや地域の人との絆づくりに有効的な事業や仕組みを研究する。
- 3 現代の社会問題となっている「孤独死」を防止する為の効果的な方法を研究する。
- 4 社会福祉協議会の活動の中で、高齢者支援をどのように行ったらよいか研究する。

東区協議会 発進10

☆発進者（東区協議会委員名）

ホップ・ステップ・ジャンプ！

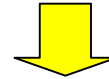
地域の課題解決

H o p

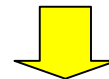
課題の抽出と整理

- 1 誰 から
- 2 いつ ごろ
- 3 どこ で
- 4 な に を
- 5 現在の取り組み状況
- 6 こう したい

区民の声を傾聴する。
1～6について委員は調査。



その月の協議会で発進者（委員）は、課題説明を行う。



S t e p

現状分析と対応策の検討

- 7 区振興課調査内容
- 8 対応策の決定

区協議会で協議

翌月の協議会までに内容調査を行い、結果報告をする。

- ①地域で解決できる
- ②地域と行政が協働で行う
- ③行政に要望する

結果報告に基づき、対応・方針を決定する。

J u m p

対策実施とフォロー

- 9 結果・確認
- 10 反省・今後の課題

対策後の結果を確認し、必要に応じフォローを行う。

東区協議会 発進10


☆発進者（東区協議会委員名）

ホップ・ステップ・ジャンプ！

地域の課題解決


H o p

課題の抽出と整理

- 
- 1 誰 から
 - 2 いつごろ
 - 3 どこで
 - 4 な に を
 - 5 現在の取り組み状況
 - 6 こうしたい


S t e p

現状分析と対応策の検討

- 
- 7 区振興課調査内容
 - 8 対応策の決定

J u m p

対策実施とフォロー

- 
- 9 結果・確認
 - 10 反省・今後の課題

区調整官について

【背景と経緯】

- ・平成20年度から再任用制度を導入した。再任用職員は、それまでの行政経験を活かせる分野を中心に若手職員の指導や実務を担っている。
- ・市民協働によるまちづくりを推進していく上で、地域や市民との調整機能が重要となっている。
- ・市民からの要望等に責任をもって対応する専門職員の配置が必要である。
- ・平成24年度から各区へ再任用職員を区調整官として設置した。

○東区調整官 貴田 直樹（きだ なおき）

【具体的な役割】

区政運営に対する助言

- ・行政推進会議への出席
- ・防災に係る業務への助言
- ・区版避難行動計画策定に係る業務への助言
- ・広報はままつ東区情報の校正
- ・「元気な浜松！懇談会」「夏休み夢会議」「施設めぐり」に係る助言
- ・スポーツ振興等、区の事業振興に係る助言
- ・その他区政運営に対する職員からの相談に対する助言

②本庁関係各課との連絡調整

- ・必要に応じて行う。

③議員との調整

- ・東区市議会議員と区長懇談会の開催・会議録作成（毎月）

④自治会等地域コミュニティとの連絡調整

- ・東区自治会連合会と区長懇談会への出席（毎月）
- ・区協議会及び地域防災委員会への出席（毎月）

コミュニティ担当職員の職務について

【コミュニティ担当職員の設置の目的】

- ・平成22年度から、住民自治の充実や市民協働の推進を図り、住み良い地域づくりを進めるためのサポーター役として、各区役所・地域自治センターへコミュニティ担当職員を設置した。
- ・これまでは、区振興課長、地域振興課長をコミュニティ担当職員としていたが、区振興課長の会議で協議した結果、支援の実効性をより高めるため、今年度から、区長が指名する複数名の職員とした。

○東区コミュニティ担当職員

区民生活課 花井典江（はないのりえ）、遠山将吾（とおやましょうご）

※平成25年度から、公民館が協働センターとなるが、同施設にもコミュニティ担当職員を設置する。

【コミュニティ担当職員の役割】

- ①市民協働、コミュニティづくりについての啓発
- ②地域活動やコミュニティづくりの相談・アドバイス
- ③地域コミュニティ組織の設立・活動に係る支援
- ④その他住民自治及び地域コミュニティ活動の促進に関すること
- ⑤区役所のコミュニティ担当職員は、①～④の職務のほか協働センターのコミュニティ担当職員との連携・調整等を行う。

（具体例）

- ・NPO法人の設立に係る相談・支援
- ・新たなコミュニティ組織の設立・活動に係る提案やバックアップ
- ・地域力向上事業等への事業提案に係る相談・アドバイス・提案事業のブラッシュアップ
- ・協働センターだよりの編集・発行
- ・地域要望の取りまとめや地域団体の活動支援及び活動状況の把握
- ・地域課題に係る所管課との連絡調整
- ・地域団体、地域活動等の先進事例の紹介
- ・市民協働スペースのより良いあり方の検討
- ・地域団体間の橋渡し
- ・各種地域団体の会合への出席（必要に応じて）
- ・地域課題解決に必要な情報の提供

浜松市コミュニティ担当職員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民自治の充実や市民協働の推進を図り、住みよい地域づくりを進めるため、各区役所（協働センターを含む。以下同じ）に設置するコミュニティ担当職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 コミュニティ担当職員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市民協働、コミュニティづくりについての啓発
- (2) 地域活動やコミュニティづくりの相談・アドバイス
- (3) 地域コミュニティ組織の設立・活動に係る支援
- (4) その他住民自治及び地域コミュニティ活動の促進に関すること

2 区役所のコミュニティ担当職員は、前項に掲げる職務のほか協働センターのコミュニティ担当職員との連携・調整等を行う。

(担当する職員)

第3条 コミュニティ担当職員は、区長が指名する者をもって充てる。

(名刺への記載)

第4条 前条に掲げる職員は、別記1のとおり、名刺に「コミュニティ担当」と明記する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記1（第4条関係）



浜松市

〇〇区役所

〇〇〇〇課 〇〇グループ

(コミュニティ担当)

浜松 太郎

〒***-**** 浜松市〇区〇〇町***
TEL. 053-***-**** FAX. 053-***-****
E-mail:*****@city.hamamatsu.shizuoka.jp



浜松市

〇〇協働センター

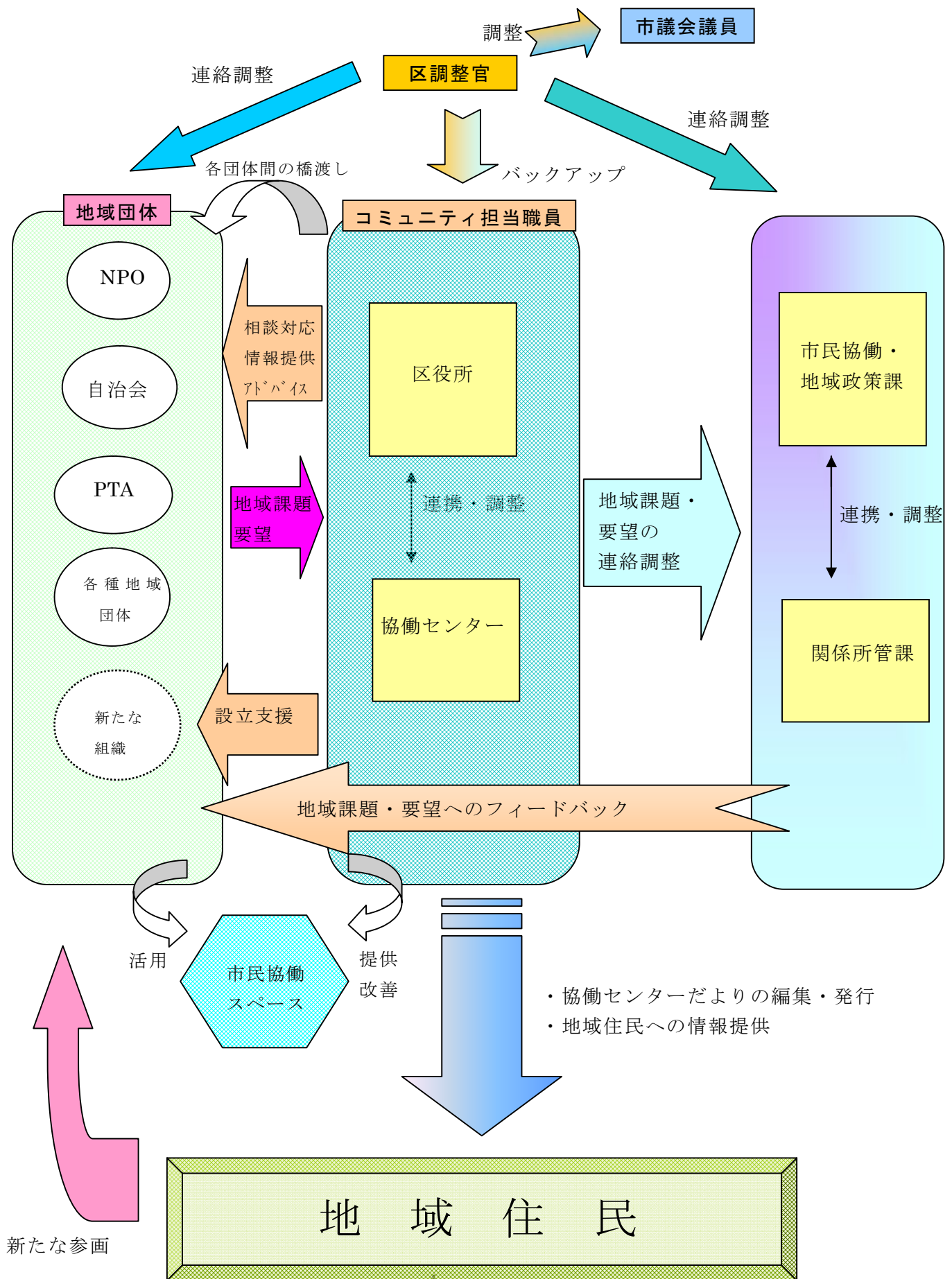
〇〇グループ

(コミュニティ担当)

浜松 太郎

〒***-**** 浜松市〇区〇〇町***
TEL. 053-***-**** FAX. 053-***-****
E-mail:*****@city.hamamatsu.shizuoka.jp

<地域における区調整官・コミュニティ担当職員のイメージ図>



浜松市災害廃棄物（被災がれき）岩手県大槌町・山田町現地視察報告

(2012年5月23日～25日)

高橋 里織

◎浜松市西区平和最終処分場土壌の測定値

0.004 マイクロシーベルト（空間線量率）

◎大槌町破碎選別施設がれきの測定値

0.007 マイクロシーベルト

処理施設では、業務委託企業がGPS運行管理システムを活用して、地元の緊急雇用者80数名で、選別・破碎処理機械および人力で処理を行っており、環境対策に配慮しながら着実に仕事を進めている印象を受けた。



◎山田町破碎選別施設がれきの測定値

0.008 マイクロシーベルト

屋内処理施設が設けられ、様々な機械による選別や人力選別により、処理が進められるも、大槌町に比べ人手不足という感じを受けた。





◎がれきの空間線量率は、どちらも 0.007~8 マイクロシーベルトと低い測定結果で、浜松市内の 0.004 マイクロシーベルトと比べても大きな差はない。

◎焼却することにより、飛灰の放射性セシウムは最大 33.3 倍に濃縮される。

持ち込める災害廃棄物は 240 ベクレル/k g 以下（埋め立て基準 8000 ベクレル/k g ÷ 33.3 倍）で、浜松市の受け入れ基準は 100 ベクレル/k g 以下。

◆放射性物質濃度

ベクレル/k g

市町村	種類	セシウム 134	セシウム 137	134+137
大槌町	木質①	ND (19)	ND (22)	ND
	木質②	63 (25)	68 (21)	131
	木質③	ND (28)	ND (27)	ND
山田町	木質①	ND (19)	ND (23)	ND
	木質②	ND (17)	ND (15)	ND
	木質③	ND (20)	ND (20)	ND

* ND : 検出下限以下・・・測定できる最低値に満たず、検出できない () は検出下限

<所 感>

◎がれきの空間線量率と焼却後の放射性物質濃度を見る限り問題ないと感じられるが、シーベルトとベクレルとでは単純比較ができず、本当に大丈夫か疑問が残る。被災地を目の当たりにし、復興の手助けをしたいと強く思うものの、セシウム 137 の半減期は約 30 年で、人体に対する影響の研究も不十分なため、識者の間でも様々な意見がある。視察にご一緒した西区平和最終処分場近隣の方々は大変心配しておられるので、今後の本格受け入れに向けては、可能な限り多くの被災がれきに関する情報を提供し、説明することの必要性を感じた。

